



## ごあいさつ

障がい者福祉につきましては、障がい者の自立と社会参加を基本理念とする障害者基本法と、必要な障がい福祉サービスなどの支援を行う障害者自立支援法を根幹に各種の施策が実施されております。

このような中、平成18年に施行されました障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法の策定検討、発達障がいや高次脳機能障がいなどの新たな障がいの認定など、国の法制度はめまぐるしく変化しているところです。

また、本市においては、平成22年3月23日の久喜市、菖蒲町、栗橋町、鷩宮町の合併による新久喜市の誕生により、これまで1市3町で実施してきた障がい者福祉の新たな枠組み作りが求められてきたところです。

このようなことから、今回、平成29年度までの6年間を計画期間として障害者基本法に基づく久喜市障がい者計画を策定し、平成26年度までの3年間を計画期間として障害者自立支援法に基づく久喜市障がい福祉計画の二つの計画を策定いたしました。

計画の策定にあたりましては、障がい者団体などの障がい者福祉に関する方々からのヒアリング調査、障がいの方や市民の皆様を対象としたアンケート調査、パブリックコメント（意見募集）等により、広く様々な手法を用いてご意見を伺いつつ、久喜市障害者施策推進協議会での審議を経たところでございます。

今回策定いたしました計画は、「連帯（ノーマライゼーション）」と「復権（リハビリテーション）」の2つの基本理念を踏まえ、「社会的包摶（ソーシャルインクルージョン）」の考え方に基づき、障がいのある人もない人もすべての人が「ともに生き ともに暮らす 共生社会づくり」を目指します。

今後、本市の障がい者福祉施策をどのように展開していくのかを示した、いわば道しるべともいえる計画であり、策定された計画に基づき、本市の障がい者福祉を推進してまいります。

結びになりますが、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご指導を賜りました久喜市障害者施策推進協議会の委員の皆様、関係団体の皆様、アンケート調査、パブリックコメントなど計画策定にお力添えをいただきました多くの方々に厚くお礼を申し上げるとともに、障がい者福祉に対する市民の皆様の深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成24年3月

久喜市長 田中暉二

### 計画の性格と位置づけ

障がい者計画と障がい福祉計画の両計画は密接不可分の関係にあるため、前計画と同様に一体的に策定します。

### 障がい者計画

障害者基本法に定める計画であり、今後の障がい者施策の体系に基づき個々の施策を計画的に進めていくための具体的な指針

### 障がい福祉計画

障害者自立支援法に定める計画で、障害福祉サービスや相談支援の種類ごとに必要なサービス量の見込み等の数値目標を明示した、障がい者計画の福祉分野における実施計画

